

○厚生労働省
○経済産業省告示第四号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和八年四月一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

| 通し番号 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称 | 整理番号 |
|------|---|----------------------------------|
| 289 | 三酸化ニアンチモン（Ⅲ） | (1)-543 |
| 290 | ヘキサメチレンジアミン | (2)-153 |
| 291 | フルフラール | (5)-40 |
| 292 | ピリジン | (5)-710 |
| 293 | アルキル（C = 8 ~ 16、直鎖型） = D - グルコピラノシド又は（D - グルコピラナン（糖間の結合がグリコシド結合であるものに限る。） のアルキル（C = 8 ~ 16、直鎖型）グリコシド） | (5)-3641 (5)-6281 (5)-6337 |
| 294 | 1, 2 - ベンゾチアゾリン - 3 - オン | (9)-1845 |